

平成 30 年度
五島地域に立地していることが必要な電源
募集要綱（案）

平成 30 年 7 月 2 日

九州電力株式会社
送配電カンパニー

目次

第1章	はじめに	1
第2章	注意事項	2
第3章	用語の定義	4
第4章	募集スケジュール	9
第5章	募集概要	10
第6章	応札方法	14
第7章	評価および落札者決定の方法	24
第8章	契約条件	25
第9章	その他	28

第1章 はじめに

- 平成 28 年 4 月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
- 九州電力株式会社送配電カンパニー（以下、当社）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、五島地域と九州本土を結ぶ連系設備の事故等により五島地域が停電した場合でも、外部電源により発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を継続すること等ができる電源を「五島地域に立地していることが必要な電源」として入札により募集します。
- 本要綱では、当社の募集する五島地域に立地していることが必要な電源が満たすべき条件、評価方法等について説明します。
落札後の権利義務関係等については、募集にあわせて公表する五島地域に立地していることが必要な電源契約書【標準契約書】をあわせて参照してください。
- 応札を希望する事業者の方（以下、応札者）は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

■一般注意事項

- (1) 当社は、五島地域と九州本土を結ぶ連系設備の事故等により五島地域が停電した場合でも、外部電源により発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うこと等ができる電源を確保するため、本要綱に定める募集条件等に基づき、五島地域に立地していることが必要な電源(以下、五島電源)を提供できる事業者を入札により募集します。応札者が入札書で明らかにする五島電源の評価にあたっては、入札価格が低いことが重要な要素となりますが、この経済的要素に加え、需給運用の弾力性等も重要な要素となります。
- (2) 各五島電源の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 各五島電源の審査過程において、効率的な審査が出来るように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件の内容を全て了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 五島電源契約者は、契約電源等が発電設備である場合、当社との間で当社託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約(発電量調整供給契約者と五島電源契約者とが同一であることは求めません。)が締結されていることが必要です。
- (6) 五島電源に応札する契約電源等の容量を複数に分割し、その分割した容量ごとに重複しない範囲で別途募集を予定しています電源Ⅰ「厳気象対応調整力へ入札を行なうこと(以下「複数入札」という)は可能といたします。なお、同一の募集枠への複数入札はできないものといたします。
- (7) 応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、速やかに書面により当社まで申し出てください。
一度入札辞退の意思を表明した場合は、当該募集期間において再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめご了承下さい。入札辞退者の入札書はすみやかに返却します。
- (8) 本要綱に基づく五島地域に立地していることが必要な電源契約(以下、五島電源契約)は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (9) 本要綱に定める募集条件や評価方法等は、他社からの応札を前提にその取り扱い方法について記載していますが、応札者が自社・他社に関わらず公平に取り扱うこととします。
- (10) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体者は、日本国において法人格を有するものとします。
また、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。
- (11) 当社または落札者が第三者と合併または五島電源の契約を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、五島電源契約については、募集にあわせて公表する五島地域に立地していることが必要な電源契約書【標準契約書】を参照してください。
- (12) 応札に伴って発生する諸費用(本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、五島電源契約)は、すべて応札者で負担してください。

- (13) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。
- (14) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については除きます。

■守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

■問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の当社問合せ専用メールで受け付けます。

なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社専用メール：chouseiryoku_nyusatsu@kyuden.co.jp

第3章 用語の定義

電源分類・契約関連

- 五島電源
- 五島電源契約

契約・料金関連

- 五島電源契約電力
- 五島電源提供可能時間
- 運転継続時間
- 運転継続可能時間
- 年間停止可能日数
- 計画停止日数（補修停止日数）
- 計画外停止日数
- 基本料金
- 従量料金
- 申出単価
- 上げ調整単価（V1）
- 下げ調整単価（V2）
- 起動単価（V3）
- その他単価（V4）

需給・発電機関連

- 五島需要
- 五島 H3 需要
- 高負荷期
- 夏期
- 冬期
- 需給ひっ迫
- ブラックスタート
- オンライン指令

発電機能関連

- 系統連系技術要件
- 周波数調整機能
- ガバナフリー運転（GF）
- DSS
- FCB

電源分類・契約関連

用語	定義
五島地域に立地している ことが必要な電源 (五島電源)	当社があらかじめ確保し、五島地域と九州本土を結ぶ連系設備の事故等により五島地域が停電した場合でも、外部電源により発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うこと等ができる電源を「五島地域に立地していることが必要な電源」とし、停電解消後の周波数制御に活用される調整力。
五島地域に立地している ことが必要な電源契約 (五島電源契約)	当社が五島電源として活用することを目的とし、当該契約 kW の確保・待機とその対価としての基本料金支払並びに電力量 (kWh) 料金支払に関する契約について締結する契約。

契約・料金関連

用語	定義
五島電源契約電力	五島電源として契約する電源との契約 kW で、原則として常時、当社の指令に従い運転継続時間にわたって供出可能な出力を指す。
五島電源提供可能時間	一日のうち、当社の指令に従い発電可能な状態で維持することが可能な時間。（最大 24 時間）
運転継続時間	五島電源として契約する電源が、五島電源契約電力（または五島需要相当の電力）で具体的な時間（期間）を定めずに、長期間の運転を継続できる時間。
年間停止可能日数	五島電源として契約する電源が補修等のために、ペナルティなしで停止できる年間の日数。（71 日）
計画停止日数 （補修停止日数）	各断面（年間、月間、週間）で五島電源として契約する電源の補修等のために、予め計画を策定して停止する日数。原則として、高負荷期の停止を避けて計画することが必要。
計画外停止日数	計画停止日数以外の停止日数。（送電設備の故障による停止は別途協議）
基本料金	五島電源として契約する電源が kW を供出するために必要な費用への対価。入札時に確定した価格を 12 で除し、毎月精算。
従量料金	当社指令により、五島電源が起動・運転(kWh)するために必要な費用への対価。五島電源契約に基づき精算。
申出単価	従量料金を算定する際に利用する単価。燃料費等の情勢を反映するため、電源を供出する契約者は定期的に提出する必要がある。当社指令の種類に応じ、以下の 4 つの単価がある。 上げ調整単価（V1）、下げ調整単価（V2）、起動単価（V3）、その他単価（V4）
上げ調整単価（V1）	当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加した kWh に乗じて支払う単価。
下げ調整単価（V2）	当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少した kWh に乗じて受け取る単価。
起動単価（V3）	当社が契約電源等（発電設備を用いたものに限る）に対して指令したことにより、追加で起動または起動中止した回数に応じて必要または不要となった起動費用の単価。
その他単価（V4）	需給ひっ迫等非常時に、当社が契約電源等に対して、定格出力以上の出力指令をした場合等、V1～V3 で設定できない事由に適用する単価。

需給・発電機関連

用語	定義
五島需要	五島地域で消費される電力のこと。
五島 H3 需要	五島地域のある年における毎日の最大電力（1 時間平均）を上位から 3 日とり平均したもの。
高負荷期	電気の使用量（需要）が大きくなる時期。冷暖房需要が増大する夏期及び冬期をいう。
夏期	本要綱では、7 月 1 日から 9 月 30 日をいう。
冬期	本要綱では、12 月 1 日から翌年 2 月 28 日（閏年の場合 29 日）をいう。
需給ひっ迫	想定される需要に対して、供給力が不足する状態のこと。
ブラックスタート	五島地域において広範囲に及ぶ停電が発生した場合、電力系統からの電力供給を受けずに発電機の起動が可能な機能を活用して発電機の起動を行なうこと。
オンライン指令 (簡易指令システム含む)	五島地域の停電解消、周波数調整等を行うため、通信伝送ルートを通じて発電所へ指令すること。中央給電指令所～発電所等間の通信設備等が必要となる。

発電機能関連

用語	定義
系統連系技術要件	一般送配電事業者が維持・運営する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件。託送供給等約款の別冊にて規定。
周波数調整機能	発電機が接続する電力系統の周波数制御・需給バランス調整を目的に、出力を増減させるために必要な機能。
ガバナフリー運転 (GF)	発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気または水量を自動的に調整する装置である調速機 (ガバナ) により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転をいう。(Governor Free の略)
DSS	需給運用の一環として、発電機を電気の使用量が少ない夜間は停止し、朝起動、昼間～点灯の時間帯運転すること。1日の間に起動・停止を行うことから、日間起動停止運転という。(Daily Start up and Shut down もしくは Daily Start Stop の略)
FCB	送電線事故などにより電力系統から分離した場合に、発電機の出力を急速に低下させ、所内単独運転に移行する機能をいう。(Fast Cut Back の略)

第4章 募集スケジュール

■平成30年度における入札公表から、落札者との五島電源契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。

ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。

日程	ステップ	説明
7/2～ 8/1	①入札実施の公表 および意見募集	当社は、次年度分の五島電源を調達するための「五島電源募集要綱（案）」を策定しましたので、入札募集内容を公表するとともに、要綱案の仕様・評価方法等について、意見募集を行います。応札者は、本要綱案を参照の上、各項目に対するご意見がございましたら、理由と併せて8月1日までに専用メール宛にご意見をお寄せ下さい。
8/2～ 9/●	②募集要綱の確定	当社は、意見募集で頂いた意見や関係機関の検討状況等を反映した「五島電源募集要綱」を制定します。
9/●～ 11/●	③入札募集	当社は、入札募集を開始しますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、11/●までに応札してください。
11/●～ 12/●	④落札候補者の選定	当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札者を選定します。
12月上旬	⑤落札者決定、結果 公表	当社は、落札者決定後、入札募集手続きの結果を公表します。
12月上旬 ～2月下旬	⑥契約協議	当社は、落札者と五島電源契約に関わる協議を開始し、契約します。

第5章 募集概要

■募集内容および五島電源が満たすべき要件は以下のとおりです。

募集容量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6.8 万 kW 	<p>■募集容量は、五島地域の送電端 H3 需要の 107%相当といたします。なお、五島地域の停電時の迅速な復旧の観点等から発電所単位での募集とします。</p>
五島電源契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年間 	<p>■平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。</p> <p>■五島地域と九州本土を結ぶ連系設備の事故等により五島地域が停電した場合でも、外部電源により発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うこと等ができる電源を長期的かつ安定的に確保し、また、発電事業者等の事業予見性の観点から、1 年間に設定します。</p>
対象電源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の系統に連系するオンラインで起動指令可能な電源 	<p>■当社の五島地域に連系する電源で、当社中央給電指令所からオンライン（簡易指令システムを用いたものを含む）で起動指令可能な電源といたします。</p> <p>■また、猛暑時等の需給ひっ迫時に需給バランスを調整することが可能な電源とします。</p> <p>■使用する燃料については、特に指定しませんが、受給期間を通じて安定して調達できることが条件となります。</p> <p>■応札時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン信号の送受信を開始していない電源等の場合、五島電源契約期間までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、五島電源契約において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、契約期間開始までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。やむを得ず契約期間開始までに必要な対応工事・試験が完了していない場合の取り扱いについては、別途協議いたします。</p>

<p>設備要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・五島地域内の電力系統への接続 ・外部電源によらず、自らの発電所のみで起動可能 ・五島地域の需要変動に対する周波数調整機能の具備 ・長期運転継続可能な、燃料貯蔵設備等の具備 ・オンライン（簡易指令システム含む）指令可能な設備の具備 	<ul style="list-style-type: none"> ■契約していただく電源は、五島地域の系統に接続している電源とさせていただきます。 ■ブラックスタート機能 契約していただく電源は、五島地域と九州本土を結ぶ連系設備の事故等により五島地域が停電した場合でも、外部電源により発電された電気を受電することなく、対象の発電設備の起動を行い、停電解消のための発電を行うこと等ができる機能（ブラックスタート機能）を具備していただきます。 ■周波数制御調整機能 契約していただく電源は、停電解消のための発電を行なった後、五島地域の需要変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備していただきます。 ■燃料貯蔵設備等の具備 契約していただく電源は、五島地域と九州本土を結ぶ連系設備の事故等により五島地域が長期間外部からの電力供給がなされない場合でも、五島地域へ安定した電気を供給できるよう、燃料貯蔵設備等を具備していただきます。 ■オンライン（簡易指令システム含む）指令機能 契約していただく電源は、当社からの指令等の必要な信号を受信する機能及び、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。 当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（JESC Z0004（2016））への準拠が必要になります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。
-------------	---	--

運用要件	・発動可能時間	■当社中央給電指令所からのオンライン(簡易指令システムを用いたものを含む)による起動指令を常時、受信可能であることが必要です。
	・応動時間	■指令から3時間以内に五島電源契約電力相当(五島の需要相当)で運転できることが必要です。 ■また、当社の指令に応じた期間運転継続が可能であることが必要です。
	・定期点検、補修作業時期調整の応諾	■作業停止時期は、原則として高負荷期を避けて計画して下さい。また、他の電源の作業との重複等を避けるため、当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、これに応じていただきます。
	・計画等の提出	■当社の求めに応じて契約電源等の発電等計画値や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。
	・系統事故時の計画変更	■系統安定上の制約で契約電源の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。
	・トラブル対応	■不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡の上、遅滞なく復旧出来るよう努めていただきます。
	・発動可能回数	■電源等の状況・都合により、契約期間内の五島電源による調整を実施する回数に制限を設けることを希望される電源については、応札時に申し出て頂きます。ただし、当該発動可能回数は12回以上とします。(発動可能回数に達するまでは、契約期間内においては、原則として、当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。なお、当社からの指令および要請は、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります。また、発動可能回数を超過する場合においても、当社から五島電源による調整力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその指令に応じていただきます。)

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的信頼性 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 応札していただく電源については、発電実績を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、五島電源の供出を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。 ■ 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出。 ・ 当社からの、オンライン指令（簡易指令システムを含む）による性能確認試験の実施。 ・ 現地調査、及び現地試験。 ・ その他、当社が必要と考える対応。 ■ 五島電源契約期間において、定期点検の結果等により、契約電源の機能等に変更があった場合は、適宜、当社に連絡していただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源が準拠すべき基準 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 応札していただく電源については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

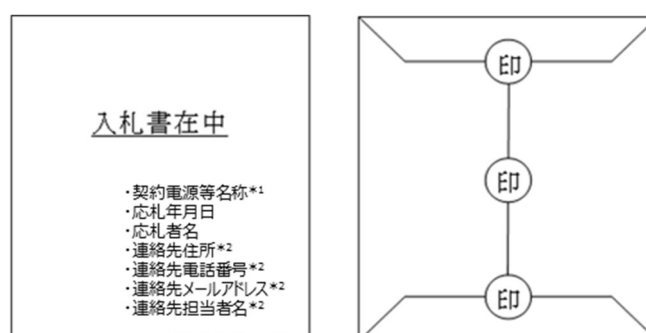
第6章 応札方法

■ 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出して下さい。

1 入札書の提出

ア 提出書類	様式1『入札書』および添付書類
イ 提出方法	入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ持参してください。
ウ 提出場所	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社送配電カンパニー電力輸送本部運用計画グループ
エ 募集期間	平成30年9月●日（●）～平成30年11月●日（●） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。 <ご連絡先> 九州電力株式会社送配電カンパニー電力輸送本部 運用計画グループ 電話：092 - 761 - 3031（代表）
オ 入札を無効とするもの	・記名捺印のないもの ・提出書類に虚偽の内容があったもの

・入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※1 複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。

(例) ○○A、○○B

※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

2 入札書への添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。

なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- (1) 入札書（様式1）
- (2) 応札者の概要（様式2）
- (3) 電源等の仕様（様式3-1、3-2）
- (4) 周波数調整機能（様式4）
- (5) 発電設備の主要運用値・起動停止条件（様式5）
- (6) 電源等の運転実績について（様式6）
- (7) 運用条件に関わる事項（様式7）
- (8) 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

※入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおりとさせていただきます。

- ・ 応札者が所得課税となる場合は、入札価格に事業税相当額を含めてください。
- ・ 応札者が収入課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、入札価格に事業税相当額を含めないでください。

(1) 入札書 (様式1)

平成●●年●月●日

入札書

九州電力株式会社

送配電カンパニー社長 山崎 尚殿

会社名 ●●株式会社

代表者氏名 ●●●● 印

九州電力株式会社が公表した「平成 30 年度五島地域に立地していることが必要な電源募集要綱」を承認し、以下のとおり入札いたします。

1 発電所の所在地および契約電源の名称	●●県●●市●●番 ●●発電所
2 五島電源契約電力 (送電端値)	●キロワット
3 年間計画停止日数	●日間停止予定
4 入札 kW 価格	●円
5 入札 kW 単価	1 キロワットあたり ●円 ●銭
6 上限電力量単価	1 キロワット時あたり ●円 ●銭
7 当社からの指令方法	専用線オンライン 簡易指令システムを用いたオンライン (該当するものを○ (マル) で囲む)
8 指令受信から調整実施までの時間	●分 (3 時間 (180 分) 以内)
9 発動可能回数	●回 (12 回以上)
10 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ※1	調整契約電力 (送電端値) ※2 ●キロワット～●キロワット ●キロワット～●キロワット
11 他の応札との関係	複数入札 電源 I 〳 厳気象対応調整力 (該当するものに○ (マル) をつけてください。)
12 計量器の有無 ※3	有 ・ 申請中 (該当するものを○ (マル) で囲んでください。)

※1 落札者の決定にあたり、募集容量に達する、もしくは超過するまでの年間の調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札 (2 項に記載する五島電源契約電力での応札) の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力 (これを「調整契約電力」といいます。) についても記載いただければ、それら内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札 (同上) の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。

※2 調整契約電力については、幅 (●kW 以上～●kW 未満) で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW 単位で取り扱うものとします。(本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった入札 kW 価格は調整契約電力×入札 kW 単価で求まるものといたします。)

※3 発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。

(2) 応札者の概要 (様式2)

応札者の概要

会 社 名	●●株式会社
業 種	●●
本 社 所 在 地	●●県●●市●●町●●番
設 立 年 月 日	19●●年●●月●●日
資 本 金 (円)	●, ●●●
売 上 高 (円)	●, ●●●
総 資 産 額 (円)	●, ●●●
従 業 員 数 (人)	●, ●●●
事 業 税 課 税 標 準	<input checked="" type="radio"/> 収入課税 <input type="radio"/> 所得課税

(作成にあたっての留意点)

- ・業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- ・契約主体が、合弁会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料(パンフレット等)を添付してください。
- ・資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値(単独決算ベース)を記入してください。
なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- ・応札者が適用する事業税課税標準について、○(マル)で囲んでください。

(3) 電源等の仕様 (様式3-1)

発電設備の仕様 (火力発電機)

- 1 発電機の所在地
 - (1) 住所 ○○県○○市○○町○○番○
 - (2) 名称 ○○火力発電所 ○号発電機

- 2 営業運転開始年月日 平成元年6月30日

- 3 使用燃料・貯蔵設備等
 - (1) 種類 LNG
 - (2) 発熱量 44.7×10^6 (kJ/t)
 - (3) 燃料貯蔵設備 総容量 100.0 千 (kl)
タンク基数 6 基
備蓄日数 10 日分 (100%利用率)
 - (4) 燃料調達計画

- 4 発電機
 - (1) 種類 (発電方式) コンバインドサイクルガスタービン
 - (2) 定格容量 800,000kVA
 - (3) 定格電圧 25kV
 - (4) 連続運転可能電圧(定格比) 97%~103%
 - (5) 定格力率 90%
 - (6) 周波数 60Hz
 - (7) 連続運転可能周波数 58.5Hz~60.5Hz

- 5 熱効率、所内率
 - (1) 発電端熱効率 38.8% (HHV)
 - (2) 送電端熱効率 37.2%
 - (3) 所内率 4.0%

- 6 その他機能の有無
 - (1) ブラックスタート 有 ・ 無
 - (2) FCB 運転機能 有 ・ 無
 - (3) DSS 機能 有 ・ 無

○発電機の性能 (発電機容量、周波数調整機能に必要な信号を送受信する機能) を証明する書類の添付が必要。

(3) 電源等の仕様 (様式3-2)

発電設備の仕様 (水力発電機)

- 1 発電機の所在地
 - (1) 住所 ○○県○○市○○字○○番○
 - (2) 名称 ○○水力発電所 ○号発電機

- 2 営業運転開始年月日 平成7年11月30日

- 3 最大貯水容量 (発電所単位で記載) 9,000 (10³m³)

- 4 発電機
 - (1) 種類 (形式) 揚水式
 - (2) 定格容量 279,000kVA
 - (3) 定格電圧 13.2kV
 - (4) 連続運転可能電圧 (定格比) 97%~103%
 - (5) 定格力率 90%
 - (6) 周波数 60Hz
 - (7) 連続運転可能周波数 58.5Hz~60.5Hz

- 5 所内率 4.0%

- 6 その他機能の有無
 - (1) ブラックスタート 有 ・ 無
 - (2) ポンプアップ 有 ・ 無
 - (3) 可変速揚水運転機能 有 ・ 無
 - (4) 調相運転機能 有 ・ 無

○発電機の性能 (発電機容量、周波数調整機能に必要な信号を送受信する機能) を証明する書類の添付が必要。

(4) 周波数調整機能 (様式4)

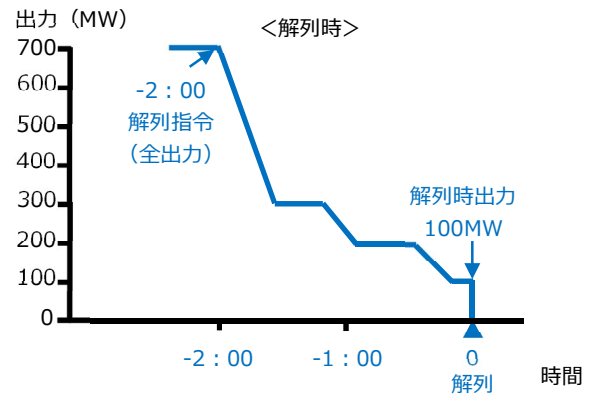
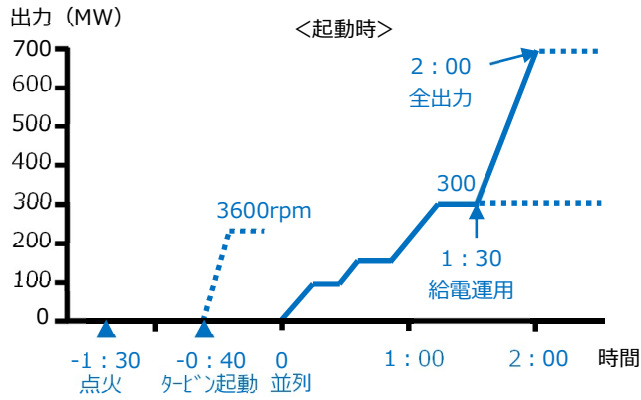
発電機名	定格出力 (MW)	GF 調定率 (%)	GF 幅 ^{※1} (MW)	最低出力 (MW)
●●発電所 ●号機	700	4.5%	40	210

※1 出力により GF 幅、ADC 幅に差がある場合には区分して記載してください。

○上記機能を証明する書類の添付が必要。

(5) 発電設備の主要運用値・起動停止条件 (様式5)

発電機名	認可 最大 出力 (MW)	起動			停止		その他制約	
		指令～フル出力 (並列時間基準)			定格出 力～解 列	解列時 出力 (MW)	運転 可能 時間 (時間)	起動 可能 回数 (回)
		起動 指令	並列	定格 出力				
●● 発電所 ●号 発電機	700	30M	0	30M	2H	100	8000	200



(6) 電源等の運転実績について (様式6)

電源等の運転実績について

○五島電源の運転実績 (前年度以前実績) について記入してください。

※運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出してください。

電源等名称	●●発電所
出力/総使用量	●●, ●●●キロワット
営業運転開始年月	昭和●●・平成●●年●●月
運転年数	●●年●●ヶ月 (平成●●年●●月末時点)
総発電電力量/総使用量	●●, ●●●キロワット時 (平成●●年●●月末時点)
設備利用率※	約●●%

○定期検査の実績について記入してください。

○契約申込された五島電源の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。

ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。

また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。

(7) 運用条件に関わる事項 (様式7)

運用条件に関わる事項

運 転 継 続 時 間	※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。
計 画 停 止 の 時 期 お よ び 期 間 等	※契約期間内における定期検査等、停止(五島電源を提供できない)の時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。 ※定期検査等の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入してください。 ※尚、本内容は、入札書(様式1)2項「年間計画停止日数」の妥当性を確認する為のものであり、本入札書類をもって、仮に落札・契約した場合の年間停止計画を確認・了承するものではありません。年間停止計画については、契約成立後(または契約協議の中で)、本募集要綱第8章に基づき、改めて提出いただくと共に、調整させていただきます。
運 転 管 理 体 制	※当社中央給電指令所からの給電指令に対応するための運転管理体制(運転要員、緊急連絡体制等)について記入してください。
給電指令対応システム	※当社中央給電指令所からのオンライン(簡易指令システムを用いたものを含む)による指令に対応するためのシステム概要について記入してください。
そ の 他	※その他、起動や解列にかかる制約(同一発電所における同時起動制約等)、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、ご記入ください。

第7章 評価および落札者決定の方法

- 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
- 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象とします。
- 入札 kW 単価を基本として、停電解消の迅速性、最低出力等を考慮して落札者を決定します。
- 落札者決定後は、当社と添付する五島電源契約書を締結していただきます。また、必要に応じ、五島電源契約書に付帯する文書等を協議により締結していただきます。

第8章 契約条件

■主たる契約条件は以下のとおりです。

(1) 契約期間	・ 1年間	■五島電源契約期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間とします。
(2) 基本料金	・ 年間料金を月毎に分けて支払い	■年間料金を基本料金とし、12で除して月毎に分けて、原則調整力を供出した翌月に支払うものとします。 ■端数は年度末の3月分で調整するものとします。
(3) 従量料金	—	■当社指令にしたがって運転したことに伴う料金については、五島電源契約に基づき精算するものとします。
<p>※ (2) (3) について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者が入金課税となる場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたします。</p> <p>一方支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。</p>		
(4) 契約解除	・ 契約の遵守を著しく怠った場合、契約の解除が可能	<p>■いずれか一方が契約の遵守を著しく怠った場合、その相手方が契約履行の催告を行い、催告後、7日を経過しても契約を履行しなかった場合、契約を解除することができるものとします。</p> <p>■いずれか一方が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、五島電源契約を解除することができます。</p> <p>(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合</p> <p>(ロ) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合</p> <p>(ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合</p> <p>(ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>■契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべき者は相手方の損害賠償の責を負うこととします。</p>
(5) 目的外利用の禁止	■五島電源契約における契約電源のうち、契約電力分については、あらかじめ定める定期点検等の期間を除き、常時、当社の指令に従った運転および待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への五島電源提供の目的以外に活用しないこととします。	
(6) 運用要件	・ 運用要件の遵守	■契約者は、契約電源等について本要綱第5章に定める運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

(7) 停止計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検等の停止計画を通告 	<p>■ 契約者は、当社が定める期日までに契約電源等の停止計画の案を当社に提出していただきます。</p> <p>■ 他の調整電源の停止計画との重複を避けるためなど、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。</p>
(8) 停止日数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画停止 ・ 計画外停止 	<p>■ 停止日数は、契約者の設備トラブルや定期点検等、当社の責とならない事由で五島電源の全部または一部を当社に供出できなくなった日数とします。ただし、停止割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合は停止日数から除外することとします。</p> <p>■ 停止日数には、出力一定作業や、作業等による ADC 機能のロックに要する日数を含みます。これらは、作業票にて実績を確認するため、該当する場合は作業票を発行していただきます。</p> <p>■ なお、前日 12 時までに五島電源を供出可能な代替電源等（本要綱にて定める条件を満たしていること、別途当社と電源Ⅱ周波数調整力契約を締結していること、および五島電源契約、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約を締結していないこと、以上を全て満たすことが必要です。）を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。</p> <p>■ 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の計画外停止の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。</p>

<p>(9) ペナルティ</p>	<p>・ 停止割戻料金</p> <p>・ 超過停止割戻料金</p>	<p>■ 契約電源等の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由で五島電源の全部または一部を当社に提供できなくなった場合、停止割戻料金（停止割戻対象時間は発生当日のみ該当）を算定し、翌月の基本料金から割り引くものといたします。</p> <p>■ 停止割戻料金の算定式</p> $\text{停止割戻料金} = \text{停止割戻対象時間} \times 1.5 \times \text{基本料金} \div ((\text{年度暦日数} - \text{年間停止可能日数}) \times 24)$ <p>■ 停止日数（計画停止＋計画外停止）が年間停止可能日数(71日)を超過した場合、超過した日数について超過停止割戻料金を算定して基本料金から割り引くものとし、年度末の3月分料金に反映するものといたします。</p> <p>■ 超過停止割戻料金の算定式</p> $\text{超過停止割戻料金} = (\text{停止日数} - \text{年間停止可能日数}) \div (\text{年度暦日数} - \text{年間停止可能日数}) \times \text{基本料金}$ <p>ただし、契約電力の一部でも供出可能（代替電源等による供出を含む）の申し出があり、当社がそれを認めた場合は、超過停止割戻料金算定上の停止日数について、以下の算出式により修正した上で合計いたします。</p> $\text{修正後の停止日数} = \text{修正前の停止日数} \times (\text{五島電源契約電力} - \text{一部供出電力}) \div \text{五島電源契約電力}$
------------------	-----------------------------------	---

第9章 その他（機能の確認・試験について）

■五島電源契約における、設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合、落札候補者（または五島電源契約者）はその求めに応じていただきます。

- ・試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出。
- ・当社からのオンライン指令による性能確認試験の実施。
- ・現地調査および現地試験。
- ・その他、当社が必要と考える対応。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地 確認	対向 試験	書類 確認	
ガバナフリー機能	○			■周波数偏差に応じ、出力変動が行えること。
制御試験	○			■現地での調整指令に対する調整量の確認
オンライン調整機能		○		■中央給電指令所との対向試験を実施。
起動時間 （並列～定格出力到達）	○			■並列から100%出力到達までの時間が入札書に記載の規定値以内であること。
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	■発電機の性能を証明する書類等の提出で確認する。

その他（オンラインでの起動指令を可能にするための設備について）

- (1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社中央給電指令所からのオンライン（簡易指令システムを用いたものを含む）指令で制御可能にする為の設備などは、応札者の費用負担にて設置頂きます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例（発電設備を活用した場合の例）を以下に示しますので参照して下さい。
- (2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので当社ネットワークサービスセンターにご相談下さい。

■ 発電設備を活用した応札者の設備例

